

2022年歯科患者データ（速報）

2022年の歯科患者データについてまとめましたので、速報値としてご報告します。

2021年と比較し、保険収入 3.1%減少、自費収入 5.4%増加、総収入では 0.1%の減少でほぼ変わらずといった結果となりました。上半期の速報値の際にも保険収入は前年を下回っており、1人点数を除くすべての項目で前年を下回っていましたが、年間を通していてもその傾向が続きました。

【注目点】

- ① レセプト件数はコロナの影響が始まった2020年を下回りました。オミクロン株の流行により症状は軽くても自宅待機となった患者さん、診療所のスタッフ等が多くいらっしゃいましたので、その影響が出ているものと思われます。
- ② レセプト1件点数は前年を若干上回りました。上半期時点では前年を下回っていましたが、1回点数の増加により持ち直しました。月回数は2020年に一旦増加しましたが、再び減少しています。
- ③ 自費収入は増加となりました。上記の通り保険収入は減少しましたので、診療所の収入を維持するためには自費診療への取り組みがより一層重要となります。

2022年診療実績（橋本会計お客様平均）

番号	年度	2020年	2021年	2022年	前々年比	前年比
1	診療日数	22.4	22.3	21.8	97.5%	97.9%
2	診療点数	414,277	425,556	412,364	99.5%	96.9%
3	レセプト件数	344	356	339	98.4%	95.3%
4	レセプト1件点数	1,215	1,211	1,216	100.0%	100.4%
5	実日数	586	584	545	93.0%	93.4%
6	1回点数	709	739	756	106.6%	102.3%
7	1日平均患者数	25.3	26.0	25.0	98.8%	96.1%
8	月回数	1.75	1.69	1.61	91.7%	95.2%
9	自由診療（円）	2,118,246	2,289,768	2,414,113	114.0%	105.4%
10	診療収入（円）	6,261,021	6,545,325	6,537,753	104.4%	99.9%
11	新患者数	27	25	23	82.0%	88.9%
12	再初診数	98	102	95	96.9%	92.4%
13	再診数	219	228	222	101.2%	97.2%
14	新患再初診比	3.56	4.05	4.21	118.2%	103.9%
15	再診比率	63.7%	64.1%	65.4%	102.8%	102.1%

※261診療所 矯正歯科等の自費診療のみの診療所も含んでいます。

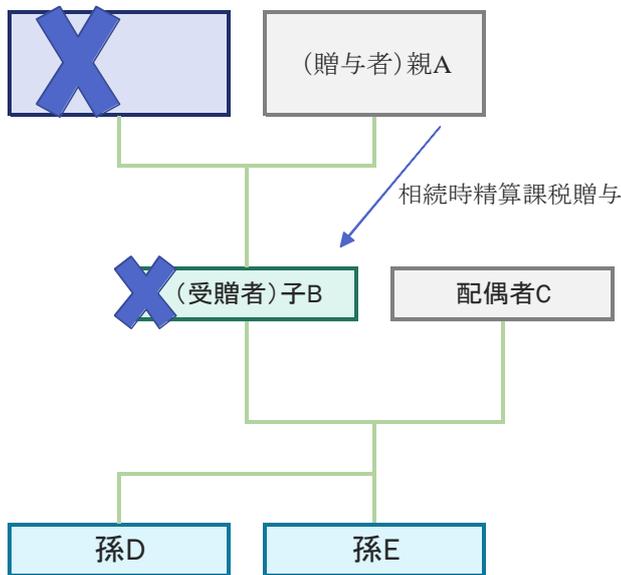
歯科会計®

相続時精算課税制度（受贈者が先に死亡）

2500万円まで非課税で贈与できる相続時精算課税制度ですが、贈与者が死亡した際には相続財産として課税財産に加えられるかたちで最終的に精算されることとなります。

ここで、仮に贈与者より先にもらった側である受贈者が死亡してしまった場合について、課税関係がどうなるのか以下解説します。

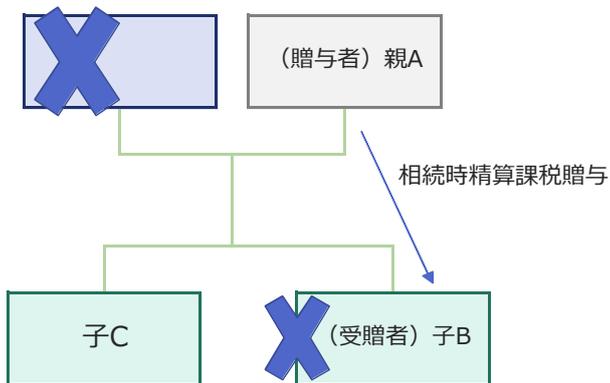
<受贈者（子）が贈与者（親）より先に死亡した場合の相続時精算課税>



左の図において、AからBへ相続時精算課税制度を利用した贈与を行った後に、親Aより子Bが先に亡くなった場合には、相続時精算課税による権利と義務は子Bの相続人である配偶者C、孫D、孫Eが引き継ぐことになります。

すなわち、受贈者子Bの死後に、贈与者親Aが亡くなった際には、精算課税制度による贈与財産にかかる相続税負担はC、D、E3人が法定相続割合で負担することになります。

<受贈者の相続人が贈与者のみとなるケース>



左のような状況で、精算課税制度を利用して贈与を受けた子Bが親Aより先になくなった場合には、子Bの相続人は贈与者である親Aのみになってしまいます。贈与者親A自身は精算課税制度の承継人から除かれることになっており、また、子Cは兄弟であるため制度上も承継者から除外されることになっています。

そのため、この左のケースでは精算課税制度による納税負担は誰も承継せず消滅することとなります。

このように受贈者が先に亡くなるケースでは、贈与者の相続が発生した場合の相続税の課税関係が少し複雑になります。特に上のほうの例では、贈与財産が2500万円の現金であり、子Bが全て使いきっていた場合には、将来親Aの相続時にC,D,Eが何も財産を実際に手にしなくとも納税負担が生じるということも起こり得ます。このようなことも踏まえておくことが必要です。